

入院時の食事療養費の負担額が変わります。

令和6年度の診療報酬改定において、1食当たり30円引き上げがされましたが、食材費等の高騰は更に続いています。医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、更に1食当たり最大20円を引き上げされることになりました。

入院食事療養費の負担額は次のとおりです。

1. 一般（70歳未満）

高額療養費区分	食事負担額（1食あたり）		
	R6.5月まで	R6.6月～	R7.4月～
ア～エ	460円	490円	510円
オ（90日以内の入院）	210円	230円	240円
オ（90日を超える入院）※	160円	180円	190円

2. 70歳以上の高齢者

高額療養費区分	食事負担額（1食あたり）		
	R6.5月まで	R6.6月～	R7.4月～
一般及び現役並み所得者	460円	490円	510円
低所得者Ⅱ （90日以内の入院）	210円	230円	240円
低所得者Ⅱ （90日を超える入院）※	160円	180円	190円
低所得者Ⅰ	100円	110円	110円

※ 高額療養費区分の「オ」又は「低所得者Ⅱ」の方のうち、直近の12か月で90日を超える入院があった場合、申請をすることで食事療養費の負担額が1食当たり240円から190円に軽減されます（申請日より適用）。

上記申請は、限度額適用認定証が必要であるため、当該認定証がお手元にならない場合は、限度額適用認定証の発行と食事療養費負担額の軽減申請を併せて行ってください。

※ H28.4/1時点で精神病床に1年以上入院し、現在も引き続き入院している方の食事負担額は1食当たり260円のまま据え置きです。

令和7年3月
博愛病院 院長